

認定基準適合表の記載要領

<p>(共通事項) 実績の対象期間</p>	<p>○申請の前月から過去1年間となります。 (申請日が令和3年8月1日の場合、実績の対象期間は令和2年8月から令和3年7月となります。)</p>
<p>(共通事項) 別紙1～11</p>	<p>○右上に別紙1～別紙11と記入してください。</p>
<p>(共通事項) 様式の大きさ</p>	<p>○A4としてください。</p>
<p>1 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備</p>	<p>○【別紙1】該当する項目の設備について、構造がわかる図面、写真等を添付してください。 ○なお、個室に限らず、服薬指導等を行うカウンターのある場所や利用者の待合スペースから十分離れていて、プライバシーに配慮した場所であれば要件を満たしているとみなされます。</p>
<p>2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備</p>	<p>○該当する項目に✓してください。 ○【別紙2】該当する項目の設備について、構造がわかる図面、写真等を添付してください。</p>
<p>3 がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加 前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告する及び連絡することができる体制</p>	<p>○「主な連携先の医療機関」は、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡しているがんに係る専門的な医療機関の名称及び所在地を記載してください。 ○なお、福島県内のがんに係る専門的な医療機関は次の6機関です。 ①福島県立医科大学附属病院 ②総合南東北病院 ③太田西ノ内病院 ④竹田総合病院 ⑤白河厚生総合病院 ⑥いわき市医療センター ○医療機関は可能な限り複数記載してください。 ○医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も記載してください。 ○「会議の名称」は、実績の対象期間に参加した連携先の医療機関が開催した会議の名称を記載してください。</p>

【専門医療機関連携薬局】

<p>4 上記の報告及び連絡した実績</p>	<p>○実績の対象期間の実績として該当する人数を記載すること。</p> <p>○「がん患者」とは、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている方を指します。</p> <p>○どの利用者の薬剤等の使用に関する情報を報告及び連絡するかについては、がん治療に係る医療機関と連携を行う中で判断してください。</p> <p>○【別紙3】報告及び連絡した際の資料（情報提供文書等）の写しを1回分添付してください。</p> <p>○なお、個人情報に該当する箇所はマスキングしてください。</p> <p>○参考として、がん患者に係る情報を報告及び連絡した回数を記載してください。</p>
<p>5 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制</p>	<p>○【別紙4】他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付してください。</p>
<p>6 開店時間外の相談に対応する体制</p>	<p>○「開店時間」は薬局開設許可申請時等における情報を記載してください。</p> <p>○【別紙5】「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」について該当するものに✓し、利用者等に交付している文書、連絡先等が記載された薬袋等を添付してください。</p>
<p>7 休日及び夜間の調剤応需体制</p>	<p>○「自局での対応時間」は休日及び平日における夜間の調剤対応時間を記載すること。</p> <p>○【別紙6】地域の調剤応需体制がわかる資料（例：当番表）として、具体的な休日及び夜間における当番日を示すもの等を添付してください。</p> <p>○参考として、実績の対象期間に休日及び夜間に調剤対応した回数（実績がない場合はその旨）を記載してください。</p>

【専門医療機関連携薬局】

<p>8 在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制</p>	<p>○【別紙7】他の薬局開設者の薬局からの求めに応じてがんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分ができるように印をつけたもの）を添付してください。</p> <p>○参考として、実績の対象期間に他の薬局開設者の薬局からの求めに応じてがんに係る医薬品を提供した回数（実績がない場合はその旨）を記載してください。</p>
<p>9 麻薬の調剤応需体制</p>	<p>○麻薬小売業者の免許証の番号を記載してください。</p> <p>○参考として、実績の対象期間に麻薬を調剤した回数（麻薬処方箋の応需枚数。実績がない場合はその旨。）を記載すること。</p>
<p>10 医療安全対策</p>	<p>○該当する項目に✓してください。</p> <p>○「医薬品に係る副作用等の報告」は、実績の対象期間に法第68条の10第2項に基づき副作用等を報告した場合に✓し、参考として、実績の対象期間の報告回数を記載してください。</p> <p>○「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加」は、当該事業への参加薬局である場合に✓し、参考として、実績の対象期間のヒヤリ・ハット事例等の報告回数（実績がない場合はその旨）を記載してください。</p> <p>○「その他の取組」は、上記以外の具体的な医療安全対策を行っている場合に、その概要を記載してください。</p>
<p>11 継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制</p>	<p>○「常勤として勤務している薬剤師数」は、認定申請又は認定更新申請を提出する前月の末日における常勤薬剤師の数を記入してください。</p> <p>○なお「常勤」とは、申請薬局に週当たり32時間以上勤務していることを意味します。</p> <p>○また、「育児・介護休業法」に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週32時間未満であっても、当面の間は、週24時間以上かつ週4日以上勤務であれば常勤として取り扱います。</p>

【専門医療機関連携薬局】

<p>がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師</p>	<p>○第7号に該当する薬剤師とは、次の認定を受けた常勤の薬剤師を意味します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本医療薬学会 「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」 ・一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会 「外来がん治療専門薬剤師」
<p>第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧</p>	<p>○【別紙8】別様式の「常勤薬剤師名簿」に必要な事項を記入し提出してください。</p> <p>○厚生労働大臣に届け出た団体から認定を受けたことを証する書類の写しを添付してください。</p>
<p>12 がんに係る専門的な内容の研修の受講</p>	<p>○【別紙9】薬局に勤務するすべての薬剤師に対する研修実施計画書の写しを提出してください。</p> <p>○当該研修は外部研修が望ましいですが、薬局開設者が従業員に対して自ら行う研修でも許容されます。</p>
<p>13 地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施</p>	<p>○【別紙10】研修の実施計画の写しを添付してください。</p>
<p>14 地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供</p>	<p>○「情報提供先」は、特定の医療提供施設に対する情報提供であれば当該医療提供施設の名称を、地域における複数の医療提供施設に対する情報提供であれば、地域の範囲や主な医療提供施設の名称等を記載してください。</p> <p>○【別紙11】情報提供の内容は、抗がん剤や支持療法で用いられる医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴等の医薬品の適正使用に関する情報とし、情報提供した文書等を1回分添付してください。</p> <p>○参考として、実績の対象期間に情報提供した回数を記載してください。</p>